

2020年3月

各位

株式会社 OKB 総研

「共立ビジネスクラブ会員規約」および「共立ビジネスクラブ会員細則」の改定

「民法の一部を改正する法律」への対応等に伴い、共立ビジネスクラブ会員規約、および共立ビジネスクラブ会員細則を改定いたします。

1. 改定日

2020年4月1日（水）

2. 改定内容

（1）共立ビジネスクラブ会員規約 ※ゴシック部分が変更箇所

現行	変更後
第6条（会員） 1. 略 2. 本クラブに入会を希望するものの中で、以下に該当するものは入会を拒否することができる。 3～4. 略	第6条（会員） 1. 略 2. 本クラブに入会を希望するもの <u>が</u> 、以下に該当する <u>場合、会社</u> は入会を拒否することができる。 3～4. 略
第7条（退会・除名） 1. 略 2. 本クラブは、会員が会の名誉を著しく害した場合、会員としての品位を損なうと認められる行為をした場合、あるいは本規約に違反した場合には除名することができる。	第7条（退会・除名） 1. 略 2. <u>会社</u> は、会員が会の名誉を著しく害した場合、会員としての品位を損なうと認められる行為をした場合、あるいは本規約に違反した場合には除名することができる。
第8条（会費） 1～2. 略 3. 納入済みの会費については、中途退会等いかなる場合も返還しない。	第8条（会費） 1～2. 略 3. 納入済みの会費については、 <u>会社に重大な過失がある場合を除き</u> 、中途退会等いかなる場合も返還しない。
第9条（その他） 1～3. 略 4. 本規約にない条項については、別に定める細則に基づくものとする。	第9条（その他） 1～3. 略 4. <u>本規約の各条項その他の条件は、経済情勢の変動等その他相当の事由があると認められる場合には、会社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとする。</u> 5. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとする。</u> 6. 本規約にない条項については、別に定める細則に基づくものとする。
（付則）この規約は、平成27年4月1日より施行する。	（付則）この規約は、 <u>2020年4月1日</u> より施行する。

(2) 共立ビジネスクラブ会員細則

現行	変更後
第5条（その他） 本細則の改正・変更は、会社の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。	第5条（その他） 1. 本細則の改正・変更は、会社の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。 2. <u>本細則の各条項その他の条件は、経済情勢の変動等その他相当の事由があると認められる場合には、会社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとする。</u> 3. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとする。</u>
（付則）この細則は、平成10年8月1日より施行する。	（付則）この細則は、 <u>2020年4月1日</u> より施行する。

以 上